

事業所内掲示（ご利用者様向け説明文書）

- (1) 本事業所は京都府知事の指定を受けた訪問介護事業者です。
(京都府 第2672800022号 平成12年4月1日付・令和2年4月1日更新)
- (2) 本事業所は城陽市長の指定を受けた第1号訪問事業者です。
(城陽市 第2672800022号 平成29年4月1日付・令和2年4月1日更新)
- (3) 居宅介護サービス計画（ケアプラン）に基づく訪問介護計画により、訪問介護員を派遣し、活動を行います。詳細は受付までお申し出ください。
- (4) 本事業所の管理者は「北川 洋子」です。
- (5) 本事業所の職員体制は、以下の通りです。
・管理者1名 ・サービス提供責任者6名 ・訪問介護員38名 ・事務員3名
- (6) 営業目および営業時間は次の通りです。
①営業日：年中無休です。 ②営業時間：午前7時～午後9時までです。
- (7) 訪問介護サービスの内容は、次の通りです。
①身体介護 ②生活援助
- (8) 第1号訪問サービスの内容は、次の通りです。
①訪問介護相当サービス ②訪問型生活援助サービス
- (9) 通常の事業の実施範囲は、城陽市及び宇治市の一部地域（小倉町、大久保町、広野町、伊勢田町）です。
- (10) 利用料は次の通りです。
①当該指定居宅介護が法定受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める額とし、その一割をご負担いただきます。
②交通費については、通常事業の実施地域を越えてから片道あたり、以下の額となります。
5km未満 400円
5km以上7km未満 500円 以降、1km増すごとに100円加算（左記の額に加算）
③キャンセル料については、サービスを中止する場合にご負担いただく場合があります。
サービス実施予定日の前日21時以降に連絡があった場合 200円
サービス実施予定日の活動予定時までに連絡がなかった場合 400円
④その他の費用の徴収が必要となる場合は、その都度ご説明させていただきます。
- (11) サービス内容に関する相談・苦情の窓口は、以下の通りです。
・城陽市社協 訪問介護センター
相談窓口（担当者 北川 洋子） 0774-54-7744
苦情受付（担当者 名越 友和） 0774-54-7744
・城陽市福祉保健部高齢介護課 0774-56-4043
・京都府保健福祉部介護保険事業係 075-414-4672
・京都府国保連合会介護保険課介護相談係 075-354-9090

※上記のこと以外にご質問がございましたら、ご遠慮なく受付までお申し出ください。